

おかやまの森整備公社 J-クレジット入札実施要綱

令和7年10月16日制定

令和8年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、おかやまの森整備公社（以下「公社」という。）において J-クレジット制度に基づき認証を受け、取得したクレジット（以下「公社 J-クレジット」という。）を、入札形式により販売する場合の事務に関して必要な事項を定める。

(入札執行の決定)

第2条 入札を執行する場合は、募集の都度、募集要項（様式第1号）に必要な事項を記載の上、入札心得（様式第2号の1）、おかやまの森整備公社 J-クレジット売買契約書（様式第3号）及び参考資料を添付により決定する。

(入札参加資格)

第3条 入札参加者に必要な資格は、次のいずれにも該当する法人とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者（未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと

(3) 公社が行う入札に関する参加を停止されていないこと

(4) 次の要件のいずれかに該当するものとして、岡山県警察本部（以下「県警本部」という。）から排除要請があつた者でないこと

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

② 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

③ 次のいずれかに該当するもの

ア 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの

ウ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの

④ ①から③までに該当するものの依頼を受けて入札に参加しようとするもの

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと

(6) 次の要件のいずれかに該当すること

① J-クレジット制度において認められた用途（温対法の調整後排出量報告及び調整後排出係数の報告並びにカーボン・オフセット等）に利用する者

② 公社 J-クレジットを購入し、当該クレジットを最終的に利用する者に転売する者

(入札参加資格審査申請書等の受理)

第4条 入札参加希望者は、入札毎に、所定の期日までに、電子メールにより入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）（様式第4号）を提出するものとする。

なお、申請は事業者ごとに1者とし、複数の申請書提出は認めない。

2 申請書に記載する入札参加希望者は、登記事項証明書に記載されている本店に関して記入するものとする。

3 申請書には、法務局又は地方法務局等が商業登記法（昭和38年法律第125号）により発行した「登記事項証明書」を添付させる。ただし、外国会社などで日本において登記を行っていない法人については、登記事項証明書に相当する証明書（外国語表記の場合は、日本語の翻訳文を含む。）を添付するものとする。

なお、当該書類については、開札日前40日以内に発行されたものとし、写しの提出も認める。

4 申請書等が提出された場合は、その者の入札参加資格の有無を審査し、その審査結果について速やかに通知（様式第5号の1、様式第5号の2）する。

5 申請書の提出がない者、前項の規定による通知を受けた者及び申請書（添付書類を含む）に虚偽の記載もしくは重大な誤りが判明した者のした入札は、無効とする。

(入札実施方法)

第5条 入札実施にあたり、次の各号について定めるものとする。

(1) 入札番号

(2) 入札受付期間

(3) 質問受付期間

(4) 公社 J-クレジット認証番号

(5) 販売量

(6) 公社 J-クレジット 1 トン (t-CO2) あたりの最低販売単価（非公表）

(7) 入札書の提出方法

2 入札の募集は、入札参加資格審査申請受付開始日までに公社ホームページで公表するものとする。

3 入札執行者は、募集要項において指定した日時及び場所で開札を行うものとし、公開は行わない。

(入札書の提出)

第6条 入札参加者は、入札受付期間の間に、次に掲げる事項を記載した入札書(様式第6号)及び入札者情報連絡票(様式第7号)を公社に提出しなければならない。

なお、入札書の作成においては、当該入札に係る販売量全てを購入するものとする。

また、入札書の提出は、入札番号ごとに事業者1枚とし、複数の入札書提出は認めない。

(1) 入札番号

(2) 購入量

(3) 公社 J-クレジット 1 トン (t-CO2) あたりの購入単価

(4) 購入代金（税抜き、税込み）

(5) その他公社が必要と定める事項

- 2 入札書に記載する入札者は、登記事項証明書に記載されている本店に関して記入するものとし、代表者印あるいは公社 J-クレジット販売契約権限者の役職印を押印する。
- 3 入札参加者は、代理人により入札に参加することができる。
- 4 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載の上、入札書及び入札者情報連絡票を入札書提出用の封筒に入れた上で封をし、その封筒に「おかやまの森整備公社 J-クレジット販売入札書」を表記するとともに「自己の氏名」及び「入札番号」を記載し、入札受付期間中に郵送により提出するものとし、入札受付期限当日消印有効とする。
なお、郵送は、配達証明郵便等の追跡可能な方法で提出しなければならない。電報による入札は認めない。
- 5 前項に基づき提出された入札書は、提出後に変更する事が出来ない。
- 6 入札においては最低販売単価を設定し、最低販売単価に満たない入札は無効とする。
なお、最低販売単価は非公表とする。
- 7 入札書に記載された購入量が設定された販売量を超える場合、又は販売量未満の入札書は無効とする。

(落札者の決定)

第7条 開札の結果、最も高額な購入単価を提示した者を落札者と決定し、開札日の翌日から起算して7日以内に入札参加者に対し、入札結果を通知（様式第8号の1、様式第8号の2）する。

なお、入札結果の通知には、入札結果表（様式第8号の3）を添付する。

- 2 入札額が同額の場合はくじにより落札者を決定するものとし、くじの方法は、入札参加者が入札書に任意に記載するくじ番号（3桁）と、企業名称の五十音順（昇順）に並べた付番を使用して以下の手順で行うものとする。
 - (1) くじ対象者を企業名称の五十音順（昇順）に並べ、0から順に付番する。
 - (2) くじ対象者のくじ番号を全て加算する。
 - (3) (2)の加算数字をくじ対象者の数で割る。
 - (4) (3)の余りの数値と(1)で付番した数値が一致する者を落札者とする。

(契約)

第8条 前条の定めに従い、落札者が決定したときは、以下の事項を記載したおかやまの森整備公社 J-クレジット売買契約書（以下「売買契約書」という。）（様式第3号）を作成し、落札者と売買契約を締結する。

- (1) 入札番号
- (2) 公社 J-クレジット認証番号
- (3) 販売量
- (4) 販売代金
- (5) 販売代金の支払期日
- (6) その他公社が必要と定める事項

(販売代金の支払)

第9条 落札者は、公社が発行する納入通知書（様式第9号）に基づき当該通知書の通知日の翌日から起算して20日以内に、販売代金の全額を一括して支払わなければならない。なお、落札者は販売代金の納入日を公社に連絡するものとする。

2 落札者がその期限までに販売代金の全額を支払わなかった場合には、開札日の翌年度末まで、公社が実施する入札への参加を停止する。

(公社 J-クレジットの移転等)

第 10 条 公社は、落札者との売買契約の締結（返送まで）が完了し、かつ販売代金全額の入金を確認した日の翌営業日から起算して 5 営業日以内に、売買契約書に記載した購入量の公社 J-クレジットを落札者の J-クレジット保有口座に移転する。

2 落札者が口座を保有しない場合及び口座を指定しない場合は、公社が公社 J-クレジットの無効化を行うものとする。

(証明書の発行)

第 11 条 公社は、落札者に対し、公社 J-クレジットを購入したことを証するための証明書（様式第 10 号）を発行する。また、希望する者には、木製証明書を発行する。

(裁判管轄)

第 12 条 この要綱に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、岡山県津山市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 13 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、理事長と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 16 日から施行する。

この要綱の改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。